

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されてから一〇年余りが経過し、この間、東日本大震災の復興に係る採用について交付税措置が講じられたこともある。制度は定着してきているようだ。

総務省の調査によると、平成二五年四月一日現在で、四四の都道府県で一、三一九人、一八の政令指定都市で九四五人、三二五の市区町村で五、七九五人の任期付職員が採用されている

という（このうち、一、〇六七人が東日本大震災の復興関係）。

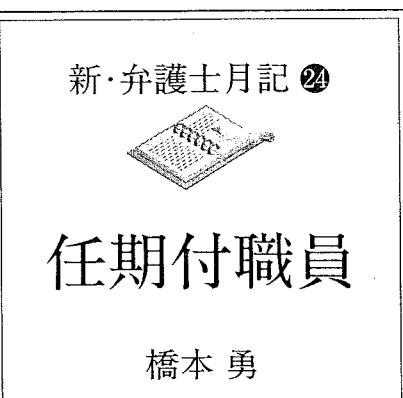
もちろん、一言に任期付職員と言つても、採用を必要とする理由は様々であるが、法律によるもの（特定任期付職員（三条一項に分けられる）、業務の繁忙性によるもの（通常勤務の職員（五条一項に分けられる））、職員が直接提供する行政サービスを充実維持するためのもの（短時間勤務（五条二）に分類している。これらの理由別に採用者数を見ると、専門的な知識経験の必要性によるものが都道府県で四〇七（採用者数の三一%）、政令指定都市で八五（九%）、市区町村で六九一（一二%）、業務の繁忙性によるものが都道府県で八

九六（六八%）、政令指定都市で五四二（五七%）、市区町村で一、五五三（二七%）、職員が

直接提供する行政サービスを充実維持するためのものが都道府県で一六（一%）、政令指定都市で三一八（三四%）、市区町村で三、五四七（六一%）となっている。これらの数字には、

それぞれの団体が担当する行政の特徴がよく現れているが、臨時非常勤職員の実態や民間における有期雇用契約の期間制限の動向などをみると、

には、期限付採用制度の活用、特に職員が直接提供する行政サービスを充実維持するための短時間勤務の制度を活用すること



とが考えられてもいいよう

うに思われる。

ところで、最近の法曹

界においては、司法試験に合格し、司法修習を終了した者の活動の場を広げようという動きが活発になつておる（なお、このような動きに反対する動きもある）、その一環として、弁護士が国や自治体における特定任期付職員に積極的に応募していくというものがある。また、自治体においても、特定任期付職員として弁護士を探

用しようとする動きが広がつてゐるが、公募しても応募者がいないとか、内定を出したのに辞退されることがあるようである。これまでも、自治体の行政のことを分かつてある弁護士を紹介してほしいと頼まれる度に、既製品で間に合わせようとしても無理なので、少し時間かけてそういう弁護士を育てることが必要だという話をしてきた。大学などで行政法を勉強したら行政のことがわかるようになるわけではなく、実務と接して、様々な問題について悩みを重ねて、はじめて実際に現場で役に立つようになる。行政に関心があるといつても、相談や依頼がなければ、仕事にならない。仕事がなければ生活ができない。依頼があるかどうか分からぬ仕事のために勉強をする弁護士はいない。

（弁護士）